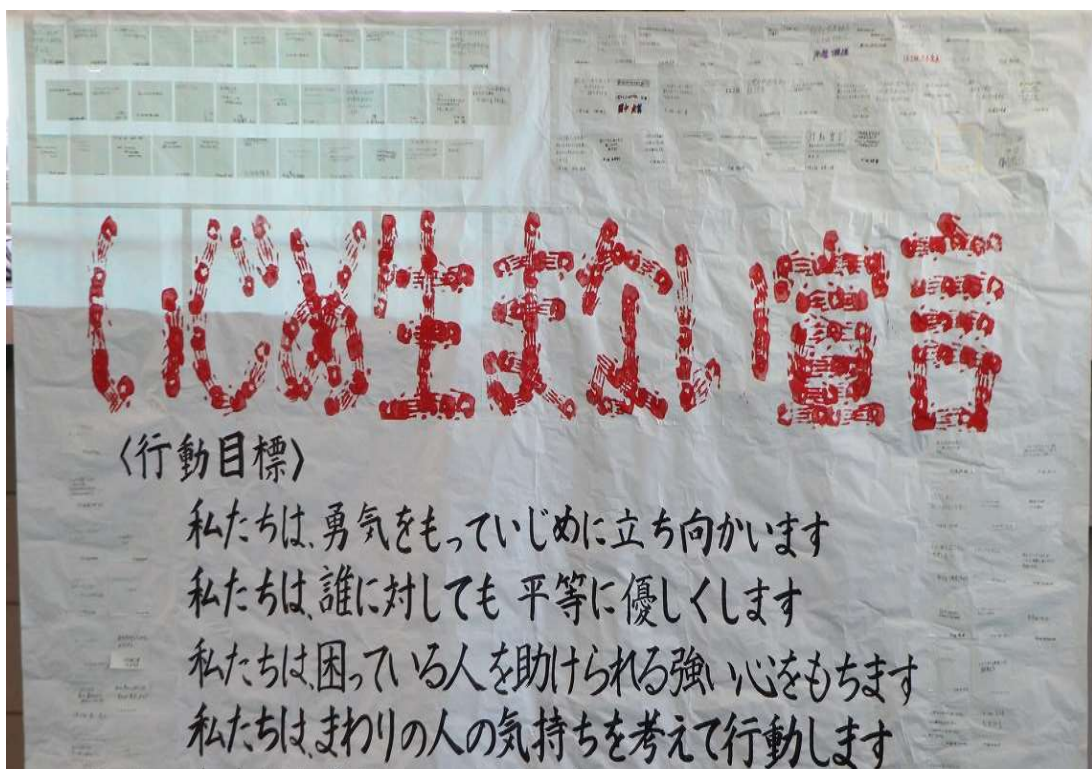


令和3年度

いじめ防止基本方針



令和3年3月改定

下関市立山の田中学校

下関市立山の田中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針の策定について

本方針は、本校においていじめを防ぐことを目的としており、「きずなづくり」「仲間づくり」を念頭においた学校づくりのもと、学校の「いじめ防止対策基本方針」の策定義務を定めた「いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布）および「山口県いじめ防止基本方針」（平成26年2月）、「下関市いじめ防止基本方針（令和3年3月改定）」に基づいて策定したものである。

2 いじめ防止対策の基本方針

(1) いじめの定義

いじめとは、当該児童生徒が、一定の人的関係のある者から心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）によって、心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項要約）

※いじめの認知にあたっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となって積極的に行う。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することとする。

(2) いじめ防止のための基本方針

本校では、「よりよく生きていけるように学ぶ」を学校教育目標と定め、自学と関わりあいで学ぶ、学校生活で学ぶ、協働で学ぶなど人と人との関わりを大切にするなかで、いじめのない学校づくりを推進している。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身に健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、法第4条には、「児童等はいじめを行ってはならない」とある。本校では、「人権にかかわる重大な問題である」「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題である」「いじめは絶対に許されない」、「いじめは発見が難しい問題」、「いじめられている子を絶対に守る」という共通認識のもと、豊かな人間性と人権意識の育成、良好な人間関係を構築できる力及び自分の存在と他人の存在を認める態度を育てることに力をいれ、いじめの早期発見・早期対応、家庭や地域・関係機関との連携に重点的に取り組んでいく。

(3) いじめの分類

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

①日常衝突としてのいじめ

日常の衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

②日常の衝突を超えた段階のいじめ

日常の衝突を超えた段階までエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、組織的対応をとる必要のあるもの。

③重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

法に定める「重大事態」に該当する、または「重大事態」に至る可能性のあるもの。

3 校内いじめ防止対策委員会の設置（法第22条）

校内生徒指導部会を校内いじめ防止対策委員会を兼ねる組織とする。

構成員は、校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、生徒会担当、環境担当とし、必要に応じて、スクールカウンセラーやガイダンスアドバイザー、市教委指導主事、スクールロイヤーの同席を依頼する。

毎週火曜日の1校時に部会を開催する。ここでは、生徒指導上の諸課題への対応方針の決定や検証、教育相談部会からの報告、毎週のアンケートの結果の報告、いじめの早期発見のための情報交換や情報共有を行う。

4 いじめ防止のための取組

(1) 未然防止のための取組

生徒の豊かな人間性と人権意識を育成することがいじめ防止につながるため、すべての教育活動を通じた道徳教育および体験活動等の充実を図る。いじめ未然防止のための集中学習週間を設定し、道徳や学級活動の時間を使い全校一斉にいじめに対する啓発活動を行う。また、生徒会活動等の活性化により、全校でいじめを絶対にしない、させない、許さない雰囲気を醸成し、いじめの未然防止に努める。

(2) 早期発見のための対策

困っている生徒の把握や生徒のSOSをタイムリーにキャッチするために、毎日「山の田ノート」（生徒の日記）により、いじめの把握に努める。また、毎週木曜日の全教職員によるあいさつ運動により、全校生徒の登校時の表情を観察する。木曜日以外の日も当番制で複数の教員のあいさつ運動により、生徒の表情を観察する。言葉にならない表情の変化を可能な限りキャッチし、いじめ

の早期発見に努める。

さらに、**毎週木曜日**朝の学活でアンケート調査を実施する。毎週同じ形式のアンケートでは、形骸化してしまい、本音が出にくいと考え、より効果的にいじめを把握するために、第1、4週は「教育相談アンケート」、第2週は「学級づくりアンケート」、第3週は「6つの約束アンケート」を実施する。

回収したアンケートは担任が目を通した後、気になる内容については、すぐに学年で情報を共有し、早急に必要な対策をとる。学年生徒指導担当が集約した情報を管理職及び学校いじめ対策組織並びに教育委員会へ報告する。

また、アンケートは生徒が中学校を卒業するまでの間、破棄せずに保管する。
大切なのは、教職員が何か気になることを発見したら「報告・連絡・相談」を確実に実行すること。

特に、教員は「いじり」に対する共通認識のもと、感性を高めて生徒・生徒集団に接する。

「いじめの透明化」についても意識化することを忘れずに取り組む。

(3) 教育相談の充実

年間教育相談計画による取組を確実に実施し、教育相談週間を各学期1回ずつ設定する。

気軽に相談できる体制づくりも重要であるにとらえ、1学期は学級担任との教育相談、2学期は、生徒が希望する教員との教育相談、3学期は、教育相談担当の計画による教育相談とする。

また、日頃から、教員、保護者、生徒が相談しやすい雰囲気づくりに努める。

(4) 小中連携と教職員研修の充実

中学校区の2小学校と連携し、情報の共有に努めるとともに、いじめに対する教職員の資質・能力の向上のために、いじめ防止と発生時の対応についての教職員研修を計画的に実施する。

また、月に1度いじめに関する教職員アンケート兼研修を実施し、いじめに対する教職員の意識の向上に努める。

(5) 啓発活動

保護者や地域を対象とした研修会の実施、各種たよりや学校ホームページによる情報発信に努める。

また、(学校評価アンケートによるいじめ対策についての意見を参考に、改善策を検討する。) 年3回保護者と生徒に意識調査アンケートを行い、改善策を検討していく。

さらに、学校運営協議会においていじめについての議題を設定し協議する。

5 いじめへの対応

(1) 現に起きているいじめへの対応

いじめの可能性のある場合も含めて、校内いじめ防止対策委員会を中心に、対応方針と役割分担を行い、全校体制でいじめ解決に向けた取組を行う。その際、重要となるのは情報管理と情報共有であるため、性格で丁寧な聞き取りを心がける。また、家庭とも連携しながら「いじめられている生徒」の安全第一に対応する。

被害生徒に対しては、これまでの心の痛みや不安感等を共感的に理解するとともに、「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢を示し、校内いじめ防止対策委員会を中心に、被害生徒の精神状態の安定と自信回復を目指しながら対応する。また、被害生徒の保護者には説明責任を果たすとともに誠意ある対応により、協力関係を構築する。

加害生徒に対しては、本人の思いを傾聴しつつ内省を促す指導をする。教育上必要がある場合は、学校教育法第11条に基づく懲戒を加える。改善が見られない場合は、本校独自のクールダウン制度の適用を検討する。加害生徒の保護者とは、心情を共感的に理解しながら、生徒の内省と被害生徒との人間関係の再構築が共通の目標となるよう、生徒の指導や支援についてともに考える。

周囲の生徒に対しては、当事者意識をもたせるとともに、いじめを見かけたときの対応を指導する。

(2) いじめの解消の定義の明確化

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（発生から3か月後）において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(3) 重大事態への対応

暴力行為や不登校等の事案が、法第 28 条による重大事態であるか否かについては、事案の背景にいじめが関連していないか、関係する生徒や保護者等から情報収集し、事案関係を整理した上で、いじめ防止委員会において判断する。判断に当たっては、市教から指導助言等を得る。

重大事態と判断した際には、事案の重大性を踏まえ、事実にしっかりと向き合いながら、いじめの全容解明と早期対応に向けて取り組み、いじめ防止対策委員会を中心として迅速・的確かつ組織的な対応を行う。その際、緊急避難、警察への通報、出席停止の市教委への提案、報道対応、緊急保護者会等について検討する。

(4) 再発防止

学校は、いじめを受けた生徒およびその保護者への支援、いじめを行った生徒およびその保護者への助言を継続的に行い、すべての生徒が安心して学習や教育活動ができるように努める。

(5) ネットいじめへの対応

近年、生徒の携帯電話等の所有率の増加にともない、インターネットを通じたいじめが大きな問題となっている。こうしたいじめの未然防止としては、ネット上への不適切な書き込み等を行わせないために、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。

また、仮入学や保護者会、PTA総会などで下関市「児童生徒の携帯電話等の使用に関する指針」を周知し、家庭と連携して使用に関するルールを徹底させる。さらに、コミュニティ・スクール運営協議会等を通じて、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等の予防や発見、対策について啓発する。

初期対応としては、ネット上の書き込み内容を確認・記録し、関係生徒から聞き取りを行い、事実関係を把握し指導に当たる。

被害拡大防止のためには、関係保護者の了解のもと生徒の携帯電話等を閲覧し、不適切な書き込み等の削除を確実にを行う。また、掲示板管理者への削除依頼を行う。さらに必要に応じて、警察と連携して早期解決を図る。

6 終わりに

学校は、安心・安全な場所であらねばならない。生徒が安心して、自信をもって学んだり活動したりできる学校、生徒の笑顔があふれる学校であるために、本校はこの方針にのっとり、保護者・地域・関係機関との連携を図りつつ全教職員が一枚岩となっていじめの防止および早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対応し早期解決を目指す。